

利用者支援事業助成金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は、米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）を利用し、規定の条件を満たす利用者に対し、施設利用料の一部を助成し、開催支援および地域経済の振興に寄与するとともに、多目的ホール及び国際会議室を重点に置いたセンターの利用促進を図るため、利用者支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 助成金交付対象とする催事は、長期利用者助成金対象催事又は新規利用者助成金対象催事とし、次の各項に掲げるいずれかの条件を満たすものとする。ただし助成対象が重複する場合は、高い助成金対象額のみを助成する。また1日とは8時間、又は2区分以上の利用申込みとする。（準備のための利用料減免時間を含む）また多目的ホールは半面利用または全面利用を対象とし国際会議室の場合は全面利用のみを対象とする。

- 1 長期利用者助成金対象催事 ※連続7日間までを上限として助成する
多目的ホールもしくは、国際会議室を3日間以上利用する催事を対象とする
- 2 新規利用者助成金対象催事
新規又は過去3年間以上利用が無かった主催者が多目的ホール（全面又は半面）、国際会議場（全面）を主会場として展示会を連続2日以上利用する催事を対象とする。
※過去3年間以上とは過去に利用があった初日から利用希望日初日との間が3年間以上とする。

(交付対象の除外)

第3条 第2条の条件を満たす催事であっても、各号に掲げるいずれかの条件に該当する場合は、助成金の交付の対象外とする。

- (1) 自治体又はそれらが中心的な構成員として加入する団体が主催する催事。
- (2) 県もしくは市町村又はそれらが中心的な構成員として加入しもしくは5割以上出資する団体から、補助金の交付を受けている催事。
- (3) 学校減免制度及び文化団体減免制度など他の減免を受けている催事。
- (4) 宗教活動又は、政治活動を目的とした催事。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある催事。
- (6) 利用申込書提出後の主催者変更または請求先変更を行った催事

(交付金額)

第4条 交付金額は、交付対象となる催事に係る次の表に掲げる施設利用の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。

長期利用者助成金	多目的ホール（全面）	3日間以上	15,000円 / 日
	多目的ホール（半面）	3日間以上	10,000円 / 日
	国際会議室（全面）	3日間以上	15,000円 / 日
新規利用者助成金	多目的ホール（全面）	新規又は過去3年間以上利用が無かった主催者が対象施設を主会場として展示会を開催する場合	200,000円 / 催事
	多目的ホール（半面）		100,000円 / 催事
	国際会議室（全面）		100,000円 / 催事

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 助成金交付申請書は団体もしくは会社印を押印の上、提出するものとする。ただし主催者が個人の場合はこの限りではない。

（助成金の交付決定）

第6条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに助成金の交付決定を交付決定通知（様式第2号）にて行うものとする。

（助成金の交付）

第7条 助成金は助成金交付申請書を受理した順に予算の範囲内で交付する。

2 助成金は、催事終了後20日以内に申請者に交付するものとする。

（助成金の交付の取消）

第8条 理事長は、申請の内容に誤りがあったときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を（様式第3号）により取り消すことができる。

2 理事長は、前項の場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。